船舶事故調査報告書

令和元年11月27日 運輸安全委員会(海事専門部会)議決

委員佐藤雄二(部会長)

委員田村兼吉委員岡本満喜子

-i- 1: 12 iv	\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{
事故種類	漕手死亡
発生日時	平成31年1月14日 09時00分ごろ
発生場所	不明(静岡県熱海市熱海港下多賀沖)
事故の概要	手漕ぎボート(船名なし)は、漕手が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成31年2月6日、本事故の調査を担当する主管調査官(横浜事
	務所) ほか1人の地方事故調査官を指名した。
	原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わ
	なかった。
事実情報	
船種船名、総トン数	手漕ぎボート (船名なし)、総トン数なし
船舶番号、船舶所有者等	なし、多賀釣具店
L×B×D、船質	約3.50m×約1.08m×約0.35m、FRP
機関、出力、進水等	機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	漕手 男性 51歳
	操縦免許なし
死傷者等	死亡 1人(漕手)
損傷	船尾部左舷側舷縁上面に剝離
気象・海象	気象:天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好
	海象:波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期~高潮時
事故の経過	漕手は、平成31年1月14日06時10分ごろ自宅を出たのち、
	熱海港上多賀にある貸しボート店(以下「本件貸しボート店」とい
	う。)に到着した。
	漕手は、本船を借りて1人で乗り、07時30分ごろ、釣りを行う
	目的で、いつもの下多賀北東方約500m沖の釣り場(以下「本件釣
	り場」という。)に向けて本件貸しボート店の発着場を出発した。
	本件貸しボート店担当者は、08時00分ごろ漕手が本件釣り場で
	釣りをしている状況を認めた。
	漕手は、10時28分ごろ、本件釣り場近くの海岸にいた通行人に
	よって下多賀北方沖で浮いているところを発見され、110番通報さ
	れたのち、警察署に搬送され、遺体として収容された。
	本件貸しボート店担当者は、帰航予定時刻の15時を過ぎても本船
	が戻らず、係留場所及び沖合を見回したものの、本船が見当たらなか
	ったので、警察署に通報し、同署の担当者から漕手が遺体で発見され

たことを知らされた。

本船は、18時00分ごろ本件貸しボート店担当者が貸しボート利用者の1人からの連絡で本船が本件釣り場近くの海岸に漂着していることを知り、本件貸しボート店担当者の知人の船で本件貸しボート店の発着場までえい航された。

漕手は、医師により死亡が確認され、司法解剖の結果、死因が溺死 で、死亡推定時刻が14日09時00分ごろと検案された。

(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 本件釣り場付近 参照)

その他の事項

漕手は、平成21年ごろから月に2~3回程度、本件貸しボート店 を利用しており、本事故発生の数週間前から週に3日程度、下多賀沖 で釣りをしていた。

漕手は、本事故当日、自宅を出る前にインターネットで気象情報を 見て海上が穏やかであるという予報を確認していた。

漕手は、本事故当日、体調は良好に見えた。

本件貸しボート店担当者は、漕手に本船を貸し出す際、漕手がアルコールを摂取しているようには見えなかった。

漕手は、下多賀沖で貸しボートに乗って釣りをする間、釣りをしながらビールやワンカップの日本酒を飲むこともあった。

死体検案書によれば、漕手は、アルコール血中濃度 *1 が右心血 1.4 mg/ml (O.14%) 及び左心血 1.3 mg/ml (O.13%) であり、アルコール血中濃度がO.10~O.15%では、酩酊前期となり、酒量の目安が3合で、一般的に立てばふらつく等の酔いの症状が現れる。

漕手は、発見された際、長袖のジャンパー及びズボンを履き、自身が所有する救命胴衣(以下「本件救命胴衣」という。)を着用していたが、上半身が右腕を通したまま左腕が外れ、下半身が裸足の状態であり、額に傷を負っていた。

本件救命胴衣は、首かけタイプの膨張式であり、ガスボンベの封板 が貫通針によって破れて穴が空いており、表素地のマジックテープが 剝がれて気室が膨張し、気室布の中のガスが抜けた状態で発見され た。

本件救命胴衣は、表素地の両肩部分に数か所の擦過痕があり、また、左腰部に約1cm四方の破口が認められた。

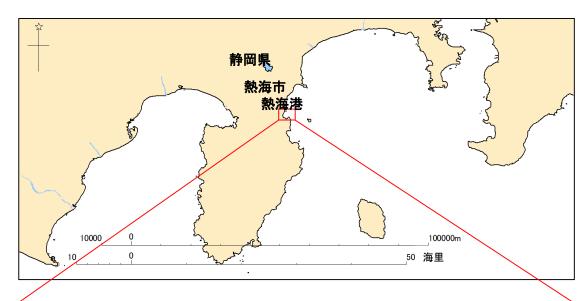
本件救命胴衣のカートリッジは、水分を感知してバネが作動し、貫通針をガスボンベの封板に突き上げる役割をしており、海水が検出された。

本船は、オール1本のみを失っていたが、それ以外の備品が残った 状態で漂着し、15日に船尾部左舷側舷縁上面に剝離があったことが

^{*1 「}アルコール血中濃度」とは、飲酒による血液中のエチルアルコール濃度であり、アルコール血中濃度の単位は、法医学関連分野では mg/mlが使われており、1 [mg/ml] = 0.1 [%] である。

	確認された。
	漕手の身につけていた所持品は、発見されなかった。
	(写真3 本件救命胴衣(表面)、写真4 本件救命胴衣(裏面)、写
	真5 本件救命胴衣の表素地の状態 参照)
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象等の関与	不明
判明した事項の解析	漕手の死因は、溺死であった。
	本船は、下多賀沖において漂泊中、漕手が、08時00分ごろ釣り
	をしている状況を認められたこと、司法解剖により死因が溺死で、死
	亡推定時刻が09時00分ごろと検案されたことから、この間におい
	て、漕手が落水したものと考えられるが、目撃者がおらず、落水に至
	った状況を明らかにすることができなかった。
	漕手は、着用していた本件救命胴衣の表素地のマジックテープが剝
	がれて気室が膨張し、気室布の中のガスが抜けた状態で発見され、カ
	ートリッジに海水が検出されたこと、及び表素地に擦過痕及び破口が
	あったことから、落水後に同胴衣が膨張したものの、表素地が摩耗し
	て気室布の傷ついた箇所の穴からガスが抜け、浮力が得られず、溺水
	したものと考えられる。
	漕手は、血中に 1.3 ~ 1.4 mg/mlのアルコールが検出されたこと
	から、アルコール飲料を多量に摂取し、酩酊状態となっていたものと
	推定され、落水して溺死したことに関与したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、下多賀沖において漂泊中、漕手が落水したこと
	により発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え
	られる。
	・手漕ぎボートの乗船者は、乗船中、アルコールを摂取しないこと
	が望ましい。
	・手漕ぎボートの乗船者は、自らが所有する膨張式救命胴衣を適切
	に保管し、長期間使用するなどして表素地等に摩耗が生じる前に
	定期的に交換することが望ましい。
	・防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行するこ
	とが望ましい。

付図 1 事故発生場所概略図



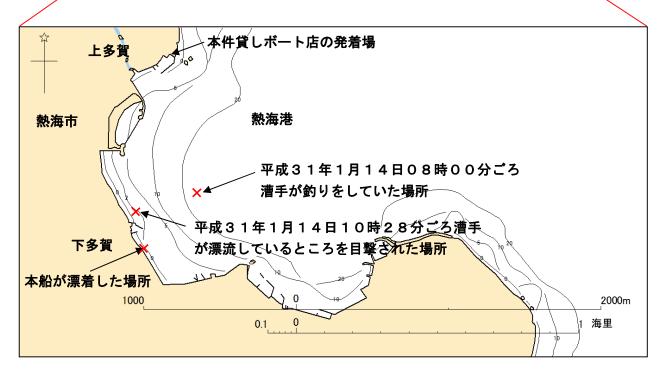


写真 1 本船



写真2 本件釣り場付近



写真3 本件救命胴衣(表面)

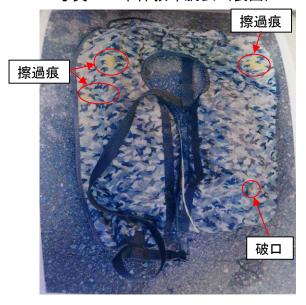


写真4 本件救命胴衣(裏面)



写真5 本件救命胴衣の表素地の状態

